

第72回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時

平成30年11月22日（木曜日）午前10時

場所

大阪市中央区本町橋 2 番 8 号

大阪商工会議所 4 階 会議室

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 第72期剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 当社株式の大規模買付行為
への対応策（買収防衛策）
の継続の件 |

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマート
フォンからでも招集
ご通知がご覧いただ
けます。

<http://p.sokai.jp/8127/>



(証券コード 8127)
平成30年10月26日

株 主 各 位

(本 店 所 在 地)
大阪市中央区博労町二丁目3番9号
(本 社 事 務 所)
東大阪市森河内西一丁目3番1号
ヤマト インターナショナル株式会社
取締役社長 盤 若 智 基

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合には、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、平成30年11月21日（水曜日）午後5時00分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

62ページに記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、議案に対する賛否をご入力の上、上記の行使期限までに着信するようご送信ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年11月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番8号
大阪商工会議所 4階 会議室

本年の定時株主総会におきましても、昨年同様株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- I. 報告事項
1. 第72期（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第72期（平成29年9月1日から平成30年8月31日まで）計算書類報告の件
- II. 決議事項
- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 第72期剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件 |

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 株主総会に出席されない株主様は書面またはインターネットによって議決権を行使することができます。
- (2) 書面による議決権の行使の際に、議案に対する賛否の記入がないときは、賛成の意思表示をされたものとしてお取扱いいたします。
- (3) 議決権の不統一行使をされる場合は、平成30年11月21日（水曜日）までに議決権の不統一行使を行う旨と、その理由を書面により当社にご通知ください。
- (4) インターネットで、重複して議決権が行使されたときは、最後に行使されたものを有効といたします。
- (5) 書面とインターネットで、重複して議決権が行使されたときは、インターネットによる行使を有効といたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節減のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従って、本招集ご通知の添付書類に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

（当社ウェブサイト <http://www.yamatointr.co.jp/>）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第 1 号議案 第72期剰余金の処分の件

当社の株主の皆様に対する配当額の決定につきましては、安定配当を重点施策のひとつとして認識しております。基本的には、収益に対して配当を行うべきものと考え、業界における環境の変化や企業間競争の激化に耐え得る企業体質の強化並びに将来の事業展開等を勘案して決定する方針を採っております。

当期の期末配当金につきましては、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、当期の業績等を勘案し、平成30年3月23日に公表いたしました「業績予想及び配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」のとおり、1株当たり7円増配の13円といたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当 13円

総 額 267,133,490円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年11月26日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（5名）が任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、社外取締役2名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生 年 月 日)                                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | <div>再 任</div> <div>はん にゃ とも き<br/>盤 若 智 基<br/>(昭和47年1月13日生)</div> | <p>平成7年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br/>平成11年4月 同社退社<br/>平成11年5月 当社入社<br/>平成12年12月 当社営業本部付ゼネラルマネージャー（営業企画担当）<br/>平成13年2月 当社取締役営業本部付ゼネラルマネージャー（営業企画担当）<br/>平成13年12月 当社取締役生産管理部ゼネラルマネージャー<br/>平成14年2月 当社取締役生産管理部ゼネラルマネージャー兼システム部担当<br/>平成14年12月 当社取締役生産管理部長兼システム部担当<br/>平成15年1月 当社常務取締役営業副本部長兼生産管理部担当兼システム部担当<br/>平成15年12月 当社常務取締役第二営業本部長兼生産管理部担当兼システム部担当<br/>平成16年12月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社経営陣としてリーダーシップを発揮し当社の代表取締役に相応しい能力を有しているため。</p> | 590,800株   |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生 年 月 日)                                                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | <div>再 任</div> <div>おく なか しん いち<br/>奥 中 信 一<br/>(昭和36年11月21日生)</div> | <p>昭和59年3月 当社入社<br/> 平成16年12月 当社エーグル事業部長<br/> 平成19年12月 当社クロコダイル事業部長<br/> 平成20年2月 当社取締役営業副本部長兼クロコダイル事業部長<br/> 平成21年12月 当社取締役営業本部長兼エーグル事業部長<br/> 平成23年3月 当社取締役営業本部長<br/> 平成23年11月 当社取締役営業本部長兼生産管理部担当<br/> 平成24年11月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼生産管理部担当<br/> 平成25年9月 当社取締役常務執行役員小売事業本部長兼マーケティング コミュニケーション部長兼生産管理部担当<br/> 平成26年9月 当社取締役常務執行役員事業統括本部長兼生産管理部担当<br/> 平成30年6月 当社取締役常務執行役員 社長付兼生産管理部担当（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>事業部長、事業統括本部長を歴任し、豊富な業務経験と知識を有し、当社の取締役に相応しい能力を有しているため。</p> | 29,600株    |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生 年 月 日)                                                                                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | <div>再 任</div> <div>ふな 船 はら じゅん いち</div> <div>原 淳 一</div> <div>(昭和32年 5 月 9 日生)</div>                           | <p>昭和56年 4 月 当社入社<br/> 平成14年12月 当社人事部長<br/> 平成20年 2 月 当社取締役人事部長<br/> 平成22年 2 月 当社取締役人事部長兼システム部担当<br/> 平成24年11月 当社常務執行役員人事部長兼システム部担当<br/> 平成26年 3 月 当社常務執行役員システム部長兼人事部担当<br/> 平成26年11月 当社取締役常務執行役員システム部長兼人事部担当（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>人事労務、システム分野で豊富な実務経験と幅広い見識を有し、当社の取締役に相応しい能力を有しているため。</p>                                                                                                                                                           | 18,000株    |
| 4     | <div>再 任</div> <div>社 外</div> <div>独 立</div> <div>いわ 岩 た よし こ</div> <div>田 宜 子</div> <div>(昭和31年 7 月15日生)</div> | <p>昭和54年 4 月 アメリカ銀行東京支店入行<br/> 平成元年 5 月 同行退行<br/> 平成元年 6 月 ビザ・インターナショナル入社<br/> 平成 3 年10月 同社退社<br/> 平成 4 年 1 月 デュー・ロジャース・ジャパン入社<br/> 平成 6 年10月 同社退社<br/> 平成 6 年11月 テクニメトリックス（現トムソン・フィナンシャル）入社<br/> 平成13年 1 月 同社退社<br/> 平成13年 2 月 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社入社<br/> 平成13年 5 月 同社代表取締役（現任）<br/> 平成26年11月 当社社外取締役（現任）<br/> （重要な兼職の状況）<br/> ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社代表取締役</p> <p>社外取締役候補者とした理由</p> <p>長らくIR・資本市場関係に関与し、その知見を備えるばかりでなく、経営者としての経験と見識をもって、当社の企業価値向上に貢献していただくため。</p> | 一株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生 年 月 日)                                                                                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5     | <div> <div>再 任</div> <div>社 外</div> <div>独 立</div> </div><br>やま もと き えい<br>山 本 貴 英<br>(昭和48年2月7日生) | <p>平成7年4月 伊藤忠商事株式会社入社<br/>           平成9年12月 同社退社<br/>           平成10年1月 日本ヘラルド映画株式会社入社<br/>           平成15年7月 同社取締役<br/>           平成17年6月 同社取締役退任、同社退社<br/>           平成17年7月 ブーズ・アレン・ハミルトン株式会社<br/>           (現PwCコンサルティングのグループ会社) 入社<br/>           平成23年8月 同社退社<br/>           平成23年9月 パーバリー・ジャパン株式会社入社<br/>           平成25年10月 同社退社<br/>           平成25年11月 ブレイン・アンド・キャピタル・ホールディングス株式会社(BACH) 入社<br/>           平成28年8月 ブレイン・アンド・キャピタル・ソリューションズ株式会社(BACHのグループ会社) 入社<br/>           同社取締役(現任)<br/>           平成29年11月 当社社外取締役(現任)<br/>           (重要な兼職の状況)<br/>           ブレイン・アンド・キャピタル・ソリューションズ株式会社取締役</p> <div>社外取締役候補者とした理由</div> <p>コンサルティング業務における豊富な経験と幅広い知見を有しているばかりでなく、経営に携わった経験と見識をもって、当社の経営体制の更なる強化と企業価値の向上に貢献していただくため。</p> | 一株         |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生 年 月 日)                                                                                                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                          | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 6     | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">新 任</div><br>うめ かわ みのる<br>梅 川 実<br>(昭和45年9月14日生) | 平成5年3月 当社入社<br>平成23年9月 当社クロコダイルレディス事業部長<br>平成24年9月 当社クロコダイル商品企画部長<br>平成26年9月 当社執行役員クロコダイル部長<br>平成28年8月 当社執行役員クロコダイル事業部門長<br>平成29年9月 当社常務執行役員事業統括副本部長兼クロコダイル事業部門長<br>平成30年6月 当社常務執行役員事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長(現任) | 3,800株     |
|       |                                                                                                                             | 取締役候補者とした理由                                                                                                                                                                                                 |            |
|       |                                                                                                                             | 事業部長、事業統括本部長を歴任し、営業及び企画生産における豊富な業務経験と知識を有することから、当社取締役に応じたいと判断したため。                                                                                                                                          |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岩田宜子氏及び山本貴英氏は、社外取締役候補者であります。
3. (1) 岩田宜子氏の当社社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
- (2) 山本貴英氏の当社社外取締役としての在任年数は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、岩田宜子氏及び山本貴英氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社は、岩田宜子氏及び山本貴英氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、岩田宜子氏及び山本貴英氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 柴原保夫氏及び和田正宏氏は本總會終結の時をもって、任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                 | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | <div>再 任</div> <div>社 外</div> <div>独 立</div> <div>お だ ま さ ひろ<br/>和 田 正 宏<br/>(昭和31年1月26日生)</div> | <div>平成5年5月 税理士登録</div> <div>平成9年11月 和田正宏税理士事務所設立</div> <div>平成17年9月 税理士法人グローバルマネジメント設立 代表社員（現任）</div> <div>平成26年11月 当社社外監査役（現任）</div> <div>（重要な兼職の状況）</div> <div>税理士法人グローバルマネジメント代表社員</div> <div>社外監査役候補者とした理由</div> <div>税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の経験、見識を有し、当社の社外監査役の職務を適切に遂行することが期待されるため。</div> | 一株         |

| 候補者番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                             | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2     | <div>新 任</div> <div>           ひ ぐち とし あき<br/>           樋 口 敏 昭<br/>           (昭和29年5月23日生)         </div> | 昭和52年4月 当社入社<br>平成11年12月 当社第七事業部ゼネラルマネージャー<br>平成12年12月 当社営業副本部長兼第七事業部ゼネラルマネージャー<br>平成15年2月 当社取締役クロコダイル事業部長<br>平成15年12月 当社取締役第一営業本部長兼クロコダイル事業部長<br>平成20年2月 当社取締役営業本部長兼エーグル事業部長<br>平成21年12月 当社取締役カジュアル事業部長<br>平成24年11月 当社常務執行役員可似家商貿（上海）有限公司董事長<br>平成26年4月 当社常務執行役員上海雅瑪都時裝有限公司董事長兼總經理、可似家商貿（上海）有限公司董事長<br>平成27年11月 当社常務執行役員エーグル部長<br>平成29年3月 当社常務執行役員クロコダイル事業部門商品企画部長（現任） | 30,100株    |
|       |                                                                                                              | 監査役候補者とした理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |            |
|       |                                                                                                              | 事業部長、営業本部長を歴任し、また海外子会社の董事長として、生産、販売に携わり、豊富な業務経験と知識を有することから、当社監査役の職務を適切に遂行できるものと判断したため。                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 和田正宏氏は、社外監査役候補者であります。
3. 和田正宏氏の当社社外監査役としての在任年数は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は、和田正宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
5. 当社は、和田正宏氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、和田正宏氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成29年11月22日開催の第71回定時株主総会において、選任いただきました補欠監査役 片桐正雄氏の選任の効力は本総会開始の時をもって、失効いたします。つきましては法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生 年 月 日)                                                                                                       | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                           | 所有する当社株式の数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">社 外</div><br>かたぎりまさお<br>片桐正雄<br>(昭和25年1月29日生) | 昭和49年4月 日本生命保険相互会社入社<br>平成7年3月 同社融資業務部財務業務グループ担当課長<br>平成11年3月 同社東日本財務部次長<br>平成13年3月 同社北海道総合法人部次長<br>平成14年3月 同社財務検査室長<br>平成17年6月 丸三証券株式会社社外監査役<br>平成19年3月 日本生命保険相互会社退社<br>平成24年6月 丸三証券株式会社社外監査役退任<br>平成30年9月 葉樹株式会社監査役（現任） | 一株         |
|                                                                                                                       | 補欠の社外監査役候補者とした理由                                                                                                                                                                                                          |            |
|                                                                                                                       | 金融、財務に関する専門的な知識と豊富な経験を持ち、当社の社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断したため。                                                                                                                                                                   |            |
|                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                           |            |

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 片桐正雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 片桐正雄氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものとして判断しております。
4. 片桐正雄氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認され、監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届出を行う予定であります。
5. 片桐正雄氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

**第5号議案** 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、当初平成19年3月23日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では平成27年11月20日開催の当社第69回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）、現プランの有効期限は、平成30年11月22日開催予定の当社第72回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社では、現プラン継続後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する司法判断及び様々な議論の進展、コーポレートガバナンス・コードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みのひとつとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討を進めてまいりました。

その結果、平成30年10月12日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、現プランの一部語句の修正を行ったプランを、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続（以下、新たに継続するプランを「本プラン」といいます。）することを決議いたしました。

本プランの現プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ① 対抗措置の発動の可否等について株主意思を確認する仕組み（独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで取締役会が相当と判断した場合に株主意思を確認する株主総会を招集）を導入いたしました。

（P20(3)取締役会の決議、及び株主総会の開催をご参照ください。）

- ② 独立委員会の委員の資格要件に社外取締役を追加いたしました。
- ③ その他、語句の修正、文言の整理等を行いました。

つきましては、本プランへの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

## I. 承認の対象となる本プランの内容

### 1. 本プラン継続の目的

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する提案内容が適正か否かを株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付者が当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会では、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様への判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきである、という結論に至りました。当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見を必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）等の助言を受けながら慎重に検討したうえで公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を行うために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資すると考え、以下の内容の大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。

す。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続することといたしました。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）または、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所金融商品市場において行われる者を含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、
- (ii) 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

### 3. 独立委員会の設置

当社取締役会は、本プランに基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について最終決定を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を設置しております（独立委員会規程の概要につきましては、別紙1をご参照ください。）。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役ならびに社外有識者（注4）の中から選任します。本プラン継続後の独立委員会の委員は、田口芳樹氏、和田正宏氏、黒田京子氏が就任予定です。各委員の略歴は別紙2をご参照ください。

注4：社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

### 4. 大規模買付ルールの概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価・検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

#### (1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行う場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の「法的拘束力を有する誓約文言」を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

- ① 大規模買付者の名称、住所
- ② 設立準拠法
- ③ 代表者の氏名
- ④ 国内連絡先
- ⑤ 提案する大規模買付行為の概要
- ⑥ 本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

(2) 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記 (1) ①～⑥まですべてが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付し、大規模買付者には、当該リストに従い、本必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

本必要情報の一般的な項目は次のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ② 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- ③ 買付等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係わる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
- ④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為の完了後に想定している当社及び当社グループの役員候補（当社及び当社グループの事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び

配当政策、資産活用策等

- ⑥ 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会では、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者の回答期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、上記に基づき提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めたうえで（最初に本必要情報を受領した日から起算して60日を上限とします。）、本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための本必要情報が揃ったと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送し、公表することとします。また、当社取締役会が本必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合は、当社取締役会が求める本必要情報がすべて揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係わる交渉等を打ち切り、後記(3)の当社取締役会による検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された本必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められた場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を公表いたします。

- (3) 当社取締役会による本必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後（後記5.（3）に従い株主検討期間が設定される場合には、株主検討期間の経過後）にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することや、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や代替案を提示することにより株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案または当社が提示する当該買付提案に対する意見や代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①～⑨のいずれかの類型に該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置を講じることがあります。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で株式の買収を行っている場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の買収を行っている場合

- ④ 会社経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の買収を行っている場合
  - ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合
  - ⑥ 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合
  - ⑦ 大規模買付者による支配権獲得により、当社株主はもとより、当社の持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、顧客、取引先、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊するなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
  - ⑧ 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べて著しく劣後すると判断される場合
  - ⑨ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合
- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て、会社法その他の法律及び当社定款上検討可能な対抗措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗する場合があります。なお、

大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

(3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)または(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は、その判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問するものとする。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動または不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が最も適切と判断したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及びその他の行使条件を設けることがありますが、この場合、大規模買付者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付することは想定しておりません。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行うにあたって、発動の決議を行うに際して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合その他独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで当社取締役会が相当と判断した場合には、株主の皆様にも本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することとします。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案、その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書

面を、株主の皆様に対し、株主総会招集ご通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

また、当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

(4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は、上記Ⅰ．４．(1)「大規模買付者による当社に対する意向表明書の事前提出」に記載の意向表明書が当社取締役会に提出された日から取締役会評価期間終了の期間（株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間をあわせた期間終了までの期間）を「大規模買付行為待機期間」とします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとします。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものとします。

(5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会において具体的対抗措置を発動することを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を最大限に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、効力発生日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けただうえで、新株予約権の無償割当を中止することとし、また、新株予約権の無償割当後においても、行使期間開始日の前日までの間は、独立委員会の勧告を受けただうえで、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置の発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止等を行う場合は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

#### 6. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって同日より発効することとし、有効期限は、同日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成33年11月開催予定の定時株主総会終結）の時までとします。

ただし、本プランは、本定時株主総会により継続が承認され発効した後であっても、①株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示します。

なお、本プランに関する法令、当社が上場する金融商品取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の賛同を得たうえで、本プランを修正または変更する場合があります。

## II. 補足説明

### 1. 本プランが株主の皆様にも与える影響等

#### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様にも与える影響等

大規模買付ルールは、株主・投資家の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主・投資家の皆様も代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主・投資家の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規

模買付ルールの設定は、株主・投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえで的前提となるものであり、株主・投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主・投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記Ⅰ．５．に記載した具体的な対抗措置を講じることが決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従って、当該決定について適時・適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主・投資家の皆様が、法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合は、割当期日における株主・投資家の皆様が、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。その後当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主・投資家の皆様が、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日において株主名簿に記録されている株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が取得条項を付した新株予約権の取得の手続きをとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に基づき別途開示いたします。

2. 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び株式会社東京証券取引所が平成27年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させ

るという目的をもって継続したものです。

(3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(4) 独立性の高い社外者（社外取締役、社外監査役ならびに社外有識者）の判断を重視

本プランにおける対抗措置の発動等に際しては、独立している社外者のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されています。

(5) 株主意思を反映するものであること

本プランは、本定時株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思を問う予定であることから、本定時株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとしており、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本プランを継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

(6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

## 独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役ならびに社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
- ・独立委員会は、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、必要に応じて独立した第三者である外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他の専門家）等に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

### 独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

田口 芳樹（たぐち よしき）

（略歴）昭和34年1月 生まれ  
昭和56年4月 野村建設工業㈱（現 野村殖産㈱）入社  
平成2年4月 野村建設工業㈱（新会社）へ転籍  
平成18年6月 同社東京営業部長  
平成24年7月 野村殖産㈱へ転籍 総務部長  
平成24年11月 当社社外監査役就任（現任）  
平成25年6月 野村殖産㈱取締役総務部長  
平成30年6月 同社常務取締役総務部長（現任）

和田 正宏（わだ まさひろ）

（略歴）昭和31年1月 生まれ  
平成5年5月 税理士登録  
平成9年11月 和田正宏税理士事務所設立  
平成17年9月 税理士法人グローバルマネジメント設立 代表社員（現任）  
平成26年11月 当社社外監査役就任（現任）

黒田 京子（くろだ きょうこ）

（略歴）昭和12年12月 生まれ  
昭和37年4月 神戸地方・家庭裁判所判事補任官  
昭和52年6月 弁護士登録（第一東京弁護士会）  
昭和58年5月 大阪弁護士会登録

上記、各委員候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

なお、当社は、社外監査役 田口芳樹氏、同 和田正宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

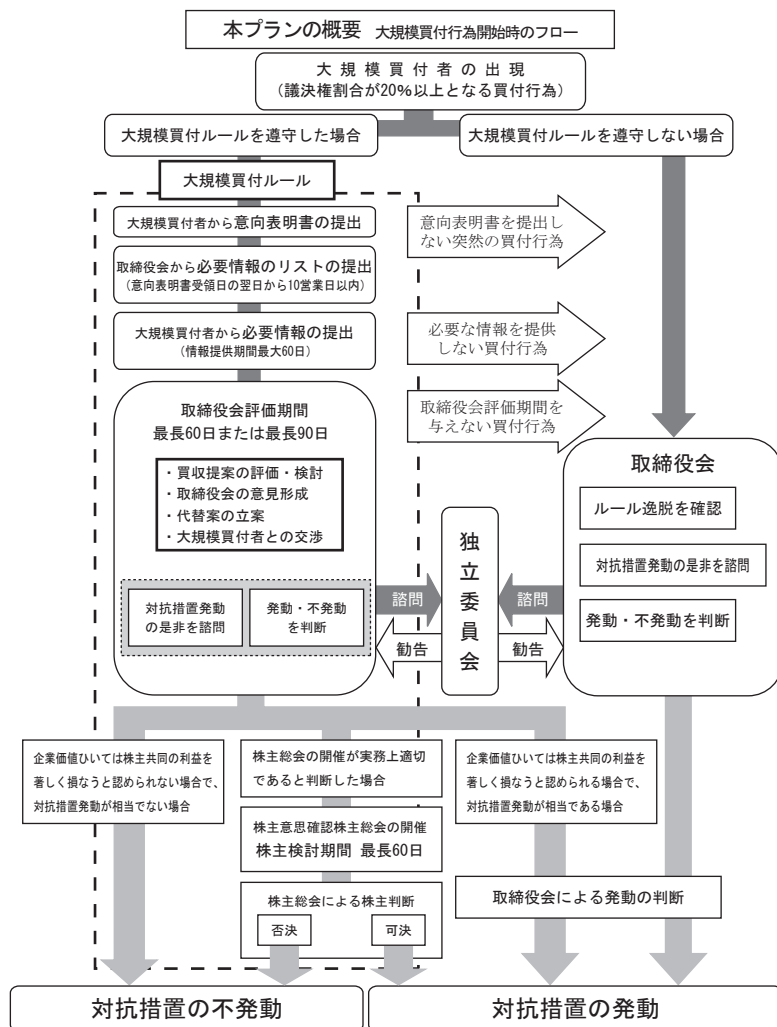
以 上

### 新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主の皆様及びその割当方法  
当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1個とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割り当てる新株予約権の総数  
当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがある。
5. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
6. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。）でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、上記6.の行使条件のため、新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。
7. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため、新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以 上

(ご参考)



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の政権運営の影響や保護主義政策に伴う貿易摩擦懸念、金融資本市場の変動等、海外経済の不確実性はあるものの、政府による経済対策や日銀の継続的な金融政策を背景に企業収益や雇用環境に改善が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、個人消費につきましては、実質賃金の緩やかな改善が見られるものの、可処分所得の伸び悩み等から消費者の節約志向は依然として根強く、力強さに欠ける状況となっております。

このような経営環境の中、当社グループではアパレル・流通業界における環境の変化に対応するため、これまで取り組んでまいりました中期構造改革を前期（平成29年8月期）を以って完了し、中期成長戦略「ハードからソフトへの変革」のもと、次なるステップへ舵を切っております。

基幹事業である「クロコダイル」は、プレミアム エイジ（60～75歳）をターゲットにしたコンテンツの開発やSNS・WEB対応といったソフトへの積極的な投資を行っております。お客様が求める差別化された“新しい価値”を、これまでのデジタリゼーションを駆使したダイレクトなエンゲージメントに加え、新聞広告やカタログといった親和性の高いアナログな訴求をスマホ・テレコマースと融合させた“新しいつながり方”で提供することで、「集客の拡大」と「利益の拡大」を目指しております。

新規事業では、“アクティブ トランスファーウェア”をテーマとした「CITERA（シテラ）」と米国発ファッションアウトドアブランド「Penfield（ペンフィールド）」を前期より展開しております。「集客の拡大」に向けた新しいファンクションやサービスへの投資を積極的に行い、WEBマーケティングやPop-upストアの展開を筆頭に、当社が直接運営する事業に加え、国内外のライセンス展開も目指す等、新たなブランディング型ビジネスを確立してまいります。また、新たに日本国内における商標権を伊藤忠商事株式会社と共同保有したハワイ発カジュアルサーフブランド「Lightning Bolt（ライトニングボルト）」は、両社のブランドビジネスにおける経験とノウハウを

活用しながら、国内セレクトショップや専門店を通じてライセンスビジネスを共同で展開し、ブランドの価値向上と事業拡大を目指してまいります。

一方、当社グループの物流業務を請負う子会社ヤマト ファッションサービス株式会社では、在庫管理や入出荷業務の精度向上に努めるとともに、ECの物流業務を外部委託から移管し内製化する等、更なる業務の生産性向上を図っております。また、布帛シャツ及びアウター等の製造を行ってありました上海雅瑪都時装有限公司は、近年の人件費の高騰、新規雇用環境の悪化、設備機器の老朽化等が懸念され、将来にわたり利益を伴いながら安定した商品供給を維持することが困難になりつつあると判断し、東南アジアでの生産拠点が充実した現在の当社の生産体制に鑑み、平成29年11月20日を以って上海工場の操業を停止しております。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、前期のエーグル事業終了に伴い、売上高が165億4千万円（前年同期比11.6%減）と減収になりました。利益面では、下期の度重なる異常気象の影響等を受け、期末での在庫適正化を積極的に進めながらも、売上総利益率は46.8%（前年同期比0.1ポイント減）となり、販売費及び一般管理費は70億8千5百万円（前年同期比11.6%減）と大きく改善しましたが、営業利益は6億4千8百万円（前年同期比14.3%減）、経常利益は7億5千4百万円（前年同期比7.7%減）となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、構造改革が完了し、当期は大きな特別損失が生じなかったことにより4億7千4百万円（前年同期比128.2%増）と大幅な増益になりました。

セグメントごとの売上高では、繊維製品製造販売業162億3千5百万円（前年同期比12.1%減）、不動産賃貸事業3億5百万円（前年同期比24.9%増）となりました。

なお、事業報告に記載されている金額は、消費税等を含んでおりません。

## セグメント別売上高(アイテム別)

| 区 分           |             | 第 71 期 |       | 第 72 期 |       | 増 減 率 |
|---------------|-------------|--------|-------|--------|-------|-------|
|               |             | 金 額    | 構 成 比 | 金 額    | 構 成 比 |       |
| 繊維製品製造販売業     |             | 百万円    | %     | 百万円    | %     | %     |
|               | カットソーニット    | 5,065  | 27.1  | 4,643  | 28.1  | △8.3  |
|               | 布 帛 シ ャ ツ   | 2,946  | 15.8  | 2,842  | 17.2  | △3.5  |
|               | 横 編 セ ー タ ー | 2,188  | 11.7  | 2,077  | 12.6  | △5.1  |
|               | ア ウ タ ー     | 5,487  | 29.3  | 4,396  | 26.6  | △19.9 |
|               | ボ ト ム       | 1,396  | 7.5   | 1,341  | 8.1   | △3.9  |
|               | 小 物 ・ そ の 他 | 1,374  | 7.3   | 932    | 5.6   | △32.2 |
|               | 計 (注)       | 18,459 | 98.7  | 16,235 | 98.2  | △12.1 |
| 不 動 産 賃 貸 事 業 |             | 244    | 1.3   | 305    | 1.8   | 24.9  |
| 合 計           |             | 18,704 | 100.0 | 16,540 | 100.0 | △11.6 |

(注) 商標権を保有しない事業からの撤退に起因する、売上高の減少であります。

## セグメント別売上高(顧客別)

| 区 分           |              | 第 71 期 |       | 第 72 期 |       | 増 減 率 |
|---------------|--------------|--------|-------|--------|-------|-------|
|               |              | 金 額    | 構 成 比 | 金 額    | 構 成 比 |       |
| 繊維製品製造販売業     |              | 百万円    | %     | 百万円    | %     | %     |
|               | メ ン ズ        | 10,543 | 56.4  | 9,286  | 56.2  | △11.9 |
|               | レ デ ィ ス      | 7,745  | 41.4  | 6,805  | 41.1  | △12.1 |
|               | そ の 他        | 170    | 0.9   | 143    | 0.9   | △15.8 |
|               | 計<br>(注) 1、2 | 18,459 | 98.7  | 16,235 | 98.2  | △12.1 |
| 不 動 産 賃 貸 事 業 |              | 244    | 1.3   | 305    | 1.8   | 24.9  |
| 合 計           |              | 18,704 | 100.0 | 16,540 | 100.0 | △11.6 |

- (注) 1. 商標権を保有しない事業からの撤退に起因する、売上高の減少であります。  
 2. 第71期において、独立掲記しておりました「キッズ」は金額的重要性が乏しくなったため、第72期においては「その他」に含めて表示しております。

## (2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は、2億5百万円であり、主なものは次のとおりであります。

繊維製品製造販売業

ブランド商標権の取得

1億1千万円

なお、設備投資資金は自己資金で賄っております。

## (3) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                | 第69期<br>平成27年8月期 | 第70期<br>平成28年8月期 | 第71期<br>平成29年8月期 | 第72期<br>(当連結会計年度)<br>平成30年8月期 |
|------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高(百万円)                         | 21,985           | 21,566           | 18,704           | 16,540                        |
| 経 常 利 益(百万円)                       | 361              | 360              | 817              | 754                           |
| 親会社株主に帰属する当期<br>純利益又は当期純損失(△)(百万円) | 111              | △3,468           | 207              | 474                           |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)(円)   | 5.25             | △162.85          | 9.91             | 22.92                         |
| 総 資 産(百万円)                         | 28,488           | 24,624           | 23,769           | 23,504                        |
| 純 資 産(百万円)                         | 21,623           | 17,443           | 17,530           | 17,600                        |
| 1株当たり純資産額(円)                       | 1,015.08         | 819.49           | 840.63           | 856.54                        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 期末発行済株式総数は、自己株式を控除しております。
3. 第70期における親会社株主に帰属する当期純損失は、主として中期構造改革に伴う固定資産の減損損失の計上等によるものであります。

## (4) 対処すべき課題

来期の展望としましては、米国の政権運営の影響や保護主義政策に伴う貿易摩擦懸念、金融資本市場の変動等、世界経済に影響を与えるリスクが顕在化しており、当社を取り巻く環境の先行き不透明感は継続するものと思われ

ます。

このような状況の中、当社グループは、これまで推進してまいりました中期構造改革が完了し、中期成長戦略「ハードからソフトへの変革」のもと、次なるステップへ舵を切っております。引き続き「事業戦略」「投資戦略」「ワークスタイル変革」にフォーカスを絞り、他社にはない当社ならではの

強みを活かした独自のブランディング型ビジネスの確立に取り組んでまいります。

また、中期構造改革により、販管費が大幅に圧縮されるとともに収益を生み出しやすい機動的かつ効率的な収益構造に生まれ変わった今、当社グループは3年間の投資フェーズの中で、基幹事業及び新規事業へ積極的に投資を行い中期成長戦略を着実に推し進め、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

**(5) 主要な事業内容** （平成30年8月31日現在）

当社グループは、カジュアルウェア中心のアパレル企業として、カットソーユニット、布帛シャツ、横編セーター、アウター、ボトム、その他小物雑貨等の繊維製品製造販売業及び不動産賃貸事業並びにこれらに関連した事業を営んでおります。

**(6) 主要な営業所及び工場** （平成30年8月31日現在）

① ヤマト インターナショナル株式会社

大阪本社 大阪府東大阪市

東京本社 東京都大田区

デリポート(ロジスティックセンター) 大阪府東大阪市

② ヤマト ファッションサービス株式会社

本社 大阪府東大阪市

③ 上海雅瑪都時装有限公司

本社（上海工場） 中国 上海市

（注）上海雅瑪都時装有限公司が運営する上海工場につきましては、平成29年11月20日を以って操業を停止しております。

(7) 従業員の状況 (平成30年8月31日現在)

企業集団の従業員の状況

| 区 分         | 従 業 員 数       | 前 期 末 比 増 減   |
|-------------|---------------|---------------|
| 合 計 又 は 平 均 | 201名 (1,078名) | 184名減 (104名減) |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

また、従業員数の減少につきましては、中期構造改革の一環として前期に実施いたしました、当社の連結子会社である上海雅瑪都時装有限公司が運営する上海工場の操業を、平成29年11月20日を以って停止したことに伴うものであります。

(8) 主要な借入先及び借入額の状況 (平成30年8月31日現在)

| 借 入 先                 | 借 入 額  |
|-----------------------|--------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 470百万円 |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社   | 234    |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行     | 198    |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 25     |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 15     |

(9) 親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

| 会 社 名                         | 資 本 金      | 当社の出資比率 | 主要な事業内容 |
|-------------------------------|------------|---------|---------|
| 〔国内〕<br>ヤマト ファッションサービス株式会社    | 30百万円      | 100%    | 物流業務の受託 |
| 〔海外〕<br>上 海 雅 瑪 都 時 装 有 限 公 司 | 5,000千US\$ | 100%    | 衣料品製造販売 |

(注) 連結子会社は、上記の子会社の状況に記載の2社であります。

なお、上海雅瑪都時装有限公司が運営する上海工場につきましては、平成29年11月20日を以って操業を停止しております。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成30年8月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 71,977,447株 |
| ② 発行済株式の総数   | 21,302,936株 |
| ③ 株主数        | 15,479名     |
| ④ 単元株式数      | 100株        |
| ⑤ 大株主（上位10名） |             |

| 株 主 名                     | 持 株 数               | 持 株 比 率 |
|---------------------------|---------------------|---------|
| セ ネ シ オ 有 限 会 社           | 2,600 <sup>千株</sup> | 12.65%  |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行     | 1,021               | 4.96    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 945                 | 4.60    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）   | 899                 | 4.37    |
| 盤 若 智 基                   | 590                 | 2.87    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社       | 574                 | 2.79    |
| 藤 原 美 和 子                 | 374                 | 1.82    |
| 盤 若 真 美                   | 353                 | 1.71    |
| 株 式 会 社 大 林 組             | 330                 | 1.60    |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行         | 308                 | 1.49    |

- （注） 1. 当社は自己株式（754,206株）を保有していますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式（754,206株）を控除して計算しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### ① 取締役及び監査役の状況

(平成30年8月31日現在)

| 会社における地位     | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況        |
|--------------|---------|--------------------------------|
| 取締役社長(代表取締役) | 盤 若 智 基 |                                |
| 取締役常務執行役員    | 奥 中 信 一 | 社長付兼生産管理部担当                    |
| 取締役常務執行役員    | 船 原 淳 一 | システム部長兼人事部担当                   |
| 取 締 役(社外取締役) | 岩 田 宜 子 | ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社代表取締役        |
| 取 締 役(社外取締役) | 山 本 貴 英 | ブレイン・アンド・キャピタル・ソリューションズ株式会社取締役 |
| 常 勤 監 査 役    | 柴 原 保 夫 |                                |
| 常 勤 監 査 役    | 岡 本 佳 薫 |                                |
| 監 査 役(社外監査役) | 田 口 芳 樹 | 野村殖産株式会社常務取締役総務部長              |
| 監 査 役(社外監査役) | 和 田 正 宏 | 税理士法人グローバルマネジメント代表社員           |

- (注) 1. 監査役 田口芳樹氏は、不動産鑑定士、一級建築士の資格を有しており、不動産に関する専門知識を有しております。
2. 監査役 和田正宏氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の経験、見識を有しております。
3. 当社は、取締役 岩田宜子氏、同 山本貴英氏並びに監査役 田口芳樹氏、同 和田正宏氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名     | 退 任 日       | 退任事由    | 退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|-------------|---------|---------------------|
| 藤 野 勝 己 | 平成29年11月22日 | 任 期 満 了 | 取締役（社外取締役）          |
| 中 田 正 樹 | 平成29年11月22日 | 任 期 満 了 | 常勤監査役               |

③ 執行役員の状況

当社は、執行役員制度を導入しております。平成30年8月31日現在の執行役員は、前記取締役兼務者2名及び次の5名であります。

| 氏 名     | 会社における地位    | 担 当                 |
|---------|-------------|---------------------|
| 梅 川 実   | 常 務 執 行 役 員 | 事業統括本部長兼クロコダイル事業部門長 |
| 樋 口 敏 昭 | 常 務 執 行 役 員 | クロコダイル事業部門商品企画部長    |
| 中 野 雅 敏 | 執 行 役 員     | 経理部長兼総務部担当          |
| 辻 紀 明   | 執 行 役 員     | 事業戦略室長              |
| 長 尾 享 諭 | 執 行 役 員     | マーケティング コミュニケーション部長 |

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

| 取 締 役 |                 | 監 査 役 |                 | 計     |                 |
|-------|-----------------|-------|-----------------|-------|-----------------|
| 員数(名) | 報酬等の総額<br>(百万円) | 員数(名) | 報酬等の総額<br>(百万円) | 員数(名) | 報酬等の総額<br>(百万円) |
| 6     | 93              | 5     | 26              | 11    | 120             |

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額 年額3億円以内  
(平成24年11月22日開催 第66回定時株主総会決議)
2. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額 年額5千万円以内  
(平成19年2月23日開催 第60回定時株主総会決議)
3. 上記の報酬等の総額のうち、社外役員分は、社外取締役3名、社外監査役2名の計5名につき、計20百万円であります。
4. 取締役の員数には、平成29年11月22日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（社外取締役）1名及び監査役1名を含んでおります。また、報酬等の総額には当該取締役及び監査役の退任までの在任期間に対する報酬等を含んでおります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他 の 法 人 等 の 重 要 な 兼 職 の 状 況 及 び 当 社 と 当 該 他 の 法 人 等 と の 関 係

| 区 分   | 氏 名     | 重 要 な 兼 職 先                    | 当 社 と の 関 係                                                                                                                                                                         |
|-------|---------|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 岩 田 宜 子 | ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社代表取締役        | 記載すべき特別な関係はありません。                                                                                                                                                                   |
| 社外取締役 | 山 本 貴 英 | ブレイン・アンド・キャピタル・ソリューションズ株式会社取締役 | 記載すべき特別な関係はありません。                                                                                                                                                                   |
| 社外監査役 | 田 口 芳 樹 | 野村殖産株式会社常務取締役総務部長              | 野村殖産株式会社は当社の株主ですが、その保有比率は当社の発行済株式の総数の1%未満と僅少であります。また、当社は同社から不動産賃料収入を得ていますが、その金額は当社の平成30年8月期における売上高の1%未満と僅少であります。なお、同期間における同社に対する当社からの支払いはありません。従いまして、同氏及び同社と当社との間に記載すべき特別な関係はありません。 |
| 社外監査役 | 和 田 正 宏 | 税理士法人グローバルマネジメント代表社員           | 記載すべき特別な関係はありません。                                                                                                                                                                   |

ロ. 当 事 業 年 度 に お け る 主 な 活 動 状 況

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                            |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 岩 田 宜 子 | 企業経営者としてIR・資本市場関係に関与し、その経験と見識をもって、取締役会において当社の企業価値向上のための的確な助言を行っております。<br>当事業年度中の取締役会への出席状況<br>取締役会18回のうち18回に出席                         |
| 社外取締役 | 山 本 貴 英 | コンサルティング業務における豊富な経験と幅広い知見をもって、取締役会において経営体制の更なる強化と当社の企業価値の向上のための的確な助言を行っております。<br>平成29年11月22日就任以降の当事業年度中の取締役会への出席状況<br>取締役会13回のうち13回に出席 |

| 区 分   | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                                                  |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外監査役 | 田 口 芳 樹 | 不動産鑑定士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための意見を述べております。<br>また、監査役会においては、会社の体制及び方針並びに内部監査について適宜必要な意見を述べております。<br>当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況<br>取締役会18回のうち18回に出席<br>監査役会18回のうち18回に出席        |
| 社外監査役 | 和 田 正 宏 | 税理士としての専門的見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための意見を述べております。<br>また、監査役会においては、当社の経理システム、会社の体制及び方針並びに内部監査について適宜必要な意見を述べております。<br>当事業年度中の取締役会、監査役会への出席状況<br>取締役会18回のうち18回に出席<br>監査役会18回のうち18回に出席 |

#### ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                      | 支 払 額    |
|--------------------------------------|----------|
| ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              | 27,000千円 |
| ・当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法及び公認会計士法等に違反もしくは抵触すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任するほか、会計監査人が職務を遂行することが困難と認められる場合または監査の適正性をより高めるために監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### I. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、平成27年6月5日開催の取締役会において内容の一部改定を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス・ポリシー（企業行動憲章）を定め、それを子会社を含めた全役職員に周知徹底させる。
  - (2) 社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
  - (3) 「コンプライアンス基本規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、全役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
  - (4) 全役職員が、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合の社内報告体制として、コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を構築し、運用する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の意思決定または取締役に対する報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する「文書取扱規程」に基づき行うものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、「リスク管理規程」及びそれに付帯するマニュアル等に従い対応し、必要に応じて研修等を行うものとする。また、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
  - (2) 組織横断的リスク状況の監視は内部監査室が行い、全社対応はIR室が行うものとする。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適

宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に経営審議会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。

- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織および分掌規程」、「職制規程」及び「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
  - (3) 取締役会により承認された中期経営計画及び年度利益計画に基づき、各部門の具体的な年度目標及び予算を設定し、それに基づく月次、四半期、半期、年間業績の管理を行うものとする。
5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てに通用する行動指針として、グループ・コンプライアンス・ポリシーを定め、これを基礎として、グループ各社は定められた諸規程により運営するものとする。

経営管理については、「関係会社管理規程」により、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、定期的に内部監査室がモニタリングを行うものとする。

取締役は、グループ全社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。

- (2) 子会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には監査役に報告するものとする。

監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

- (3) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、子会社の経営上の重要事項、業務執行状況及び財務状況等について審議できるよう、子会社からの定期的な報告を義務付ける。
- (4) 内部監査室は、定期的に子会社の監査を実施し、当社の社長及び監査役等に報告するものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査室所属の社員に事務局として監査業務に必要な事項を命令することができる。

内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。

7. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する。

報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

- (2) 監査役会は、社長、監査法人及び内部監査室とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

8. 上記7. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役または使用人に周知徹底する。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、その費用等が職務の執行について必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

- (2) 当社は、監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼する等の必要な監査費用を認める。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「コンプライアンス・ポリシー（企業行動憲章）」において、反社会的勢力に対し断固とした姿勢で臨むことを掲げ、関係排除に取組むものとする。

また、顧問弁護士や警察等の外部機関と連携し社内体制の整備を行うと同時に、全役職員への啓蒙活動にも取組むものとする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守し、整備・評価・是正を行うことにより適正な内部統制システムを構築する。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

① コンプライアンスに対する取組み

当社は、コンプライアンス委員会を定期的に開催し、問題の早期発見と改善措置を実施しております。

内部監査室では、コンプライアンスを監査の重点項目とし、法令・定款・社内規程等の遵守状況の監査に加え、会社の社会的責任の観点から業務が適切になされているかについても確認しております。

② 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

当社の内部監査室は、各部門に赴き、現状を把握するとともに業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図っております。また、財務報告の信頼性に及ぼす影響を鑑み、策定した監査実施計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

③ 監査役の監査体制

当社の監査役は、監査役会を定時及び臨時に開催し、情報交換を行っております。また、取締役会、経営審議会等の重要な会議にはすべて出席し、監査の実効性の向上を図っております。さらに会計監査人とも監査結果の報告会等定期的に打合せを行っており、会社の内部統制に対して十分な監視機能を有しております。

## Ⅱ. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### 1. 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

### 2. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるために以下のような取組みを実施しております。これらの取組みは、上記1.の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、1937年（昭和12年）にシャツ製造業として盤若商店を創業し、ワイシャツ専業メーカーとしてスタートいたしました。その後、事業の飛躍的發展を目指すべく、カジュアルウェアの製造小売業に転化し、現在の地位を確立してまいりました。

そして、平成29年6月に迎えた会社設立70周年を第三の創業と位置付け、これを機に『Sail for Change! ～“新しい価値”を“新しいつながり方”で～』を新たな企業理念に掲げました。中期ビジョン「ハードからソフトへの変革」のもと、当社は未来を見据え、時代・市場・環境の変化に呼応し、Changeし続けてまいります。

当社の企業価値の源泉は、①自主管理型の店舗運営、販売体制による利益体質の基盤ができていること。②企画から販売に至るまで一元的な

管理が行われ、業務の効率化が図れていること。③既存の販売チャネルに加え、新たな販売チャネルも成長していること（Eコマース）等があります。

これらは、時代の変化とともに、当社の従業員が長年にわたり培ったノウハウにより達成できたものであり、また長年の顧客、取引先等、ステークホルダーとの信頼に基づく強固な関係なくして、当社の企業価値を維持、向上させていくことはできません。

当社には、「クロコダイル」という最大の基幹ブランドがあります。「クロコダイル」は、1963年発売以来、半世紀にわたって愛されている当社のオリジナルブランドであります。GMS（量販店）を中心に当社のノウハウを活かし、確固たる販売体制のもと成長を続けてきました。現在は、プレミアム エイジ（60～75歳）をターゲットにしたコンテンツの開発やSNS・WEB対応といったソフトへの積極的な投資を行い、お客様が求める差別化された“新しい価値”を“新しいつながり方”で提供しております。これによって「クロコダイル」の新たなブランディングを構築し、「店舗効率の向上」「Eコマースの拡大」「ライセンスビジネスの拡大」「新たな業態開発」に繋げてまいります。

また、中長期的な経営戦略として「ハードからソフトへの変革」を掲げ、お客様に対し“新しい価値”を“新しいつながり方”で伝えていくことで、「集客の拡大」と「利益の拡大」を目指してまいります。

当社最大の基幹ブランドである「クロコダイル」とともに、新規事業における「CITERA（シテラ）」「Penfield（ペンフィールド）」、そして「Lightning Bolt（ライトニングボルト）」へ集中して投資を行い、未来に通用するブランディング型ビジネスの構築に取り組んでまいります。同時に、コスト削減と会社運営全体の効率化を図り、会社の更なる成長を目指してまいります。

また、株主還元と成長投資のバランスを重視し、業績と連動した高配当かつ安定配当の実施に努め、より一層の株主価値・企業価値の向上を目指してまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みの概要

当社は上記基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といい

ます。)を導入しております。

本プランでは、当社株式に対し20%以上の大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。))が、大規模買付行為実施前に遵守すべき、大規模買付行為に関する合理的なルール(以下「大規模買付ルール」といいます。))を定めています。当社取締役会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に提供することを要請し、当該情報の提供完了後、大規模買付行為の評価検討のための期間を設定し、当社取締役会としての意見形成や必要に応じて代替案の策定を行い、公表することとします。従いまして、大規模買付行為は、取締役会の評価検討の期間の経過後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置をとりません。他方、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、必要性・相当性の範囲内において会社法その他法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

本プランの有効期限は、平成30年11月22日に開催の当社第72回定時株主総会の終結の時までとなっております。有効期間満了にあたり、本定時株主総会において、継続することを株主の皆様にお諮りすることとしております。具体的内容は、招集ご通知に添付の株主総会参考書類12ページから29ページをご参照ください。

4. 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての概要

- (1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。

また経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

- (2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続したものです。

- (3) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

- (4) 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動等に際しては、独立している社外者のみで構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されています。

- (5) 株主意思を重視するものであること

本プランは、定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続されたものであり、その継続について、株主の皆様のご意向が反映されております。また、本プラン継続後、有効期間中であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

- (6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本プランを廃止することが可能であり、デッドハンド型買収防衛策ではありません。また、当社の取締役任期は1年であり、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。

---

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成30年8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額         | 科 目                     | 金 額        |
|-------------------|-------------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部)         |             | (負 債 の 部)               |            |
| 流 動 資 産           | 11,148,053  | 流 動 負 債                 | 4,772,354  |
| 現 金 及 び 預 金       | 4,468,640   | 支払手形及び買掛金               | 867,605    |
| 受取手形及び売掛金         | 1,594,324   | 電 子 記 録 債 務             | 2,847,782  |
| 有 価 証 券           | 2,756,066   | 1年内返済予定の長期借入金           | 252,043    |
| 商 品 及 び 製 品       | 1,991,617   | リ ー ス 債 務               | 6,402      |
| 繰 延 税 金 資 産       | 119,939     | 未 払 法 人 税 等             | 138,077    |
| そ の 他             | 217,988     | 賞 与 引 当 金               | 87,129     |
| 貸 倒 引 当 金         | △525        | 返 品 調 整 引 当 金           | 15,000     |
|                   |             | ポ イ ン ト 引 当 金           | 4,087      |
|                   |             | そ の 他                   | 554,226    |
| 固 定 資 産           | 12,356,383  | 固 定 負 債                 | 1,131,311  |
| 有 形 固 定 資 産       | (6,707,979) | 長 期 借 入 金               | 690,290    |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 1,403,018   | リ ー ス 債 務               | 9,543      |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 865         | 繰 延 税 金 負 債             | 154,839    |
| 土 地               | 5,179,068   | そ の 他                   | 276,638    |
| リ ー ス 資 産         | 15,656      |                         |            |
| そ の 他             | 109,370     | 負 債 合 計                 | 5,903,666  |
| 無 形 固 定 資 産       | (592,541)   | (純 資 産 の 部)             |            |
| 投 資 其 他 の 資 産     | (5,055,862) | 株 主 資 本                 | 16,905,282 |
| 投 資 有 価 証 券       | 4,792,367   | 資 本 金                   | 4,917,652  |
| 差 入 保 証 金         | 85,472      | 資 本 剩 余 金               | 4,988,692  |
| 退 職 給 付 に 係 る 資 産 | 82,736      | 利 益 剩 余 金               | 7,362,173  |
| そ の 他             | 125,281     | 自 己 株 式                 | △363,237   |
| 貸 倒 引 当 金         | △29,995     | 其 他 の 包 括 利 益 累 計 額     | 695,488    |
|                   |             | 其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金   | 458,447    |
|                   |             | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | △3,796     |
|                   |             | 為 替 換 算 調 整 勘 定         | 189,703    |
|                   |             | 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 | 51,134     |
|                   |             | 純 資 産 合 計               | 17,600,770 |
| 資 産 合 計           | 23,504,436  | 負 債 純 資 産 合 計           | 23,504,436 |

# 連結損益計算書 (平成29年9月1日から 平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |            |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 16,540,915 |
| 売上原価            |         | 8,809,760  |
| 売上総利益           |         | 7,731,154  |
| 返品調整引当金戻入額      |         | 18,000     |
| 返品調整引当金繰入額      |         | 15,000     |
| 差引売上総利益         |         | 7,734,154  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 7,085,871  |
| 営業利益            |         | 648,282    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 68,612  |            |
| ポイント失効益         | 33,221  |            |
| その他の            | 29,795  | 131,629    |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 14,682  |            |
| 支払手数料           | 7,500   |            |
| その他の            | 3,663   | 25,846     |
| 経常利益            |         | 754,066    |
| 特別損失            |         |            |
| 固定資産除却損         | 12,144  | 12,144     |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 741,921    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 128,676 |            |
| 法人税等調整額         | 138,918 | 267,594    |
| 当期純利益           |         | 474,327    |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | —          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 474,327    |

# 連結株主資本等変動計算書 (平成29年9月1日から 平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |           |          |            |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|------------|
|                          | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高                | 4,917,652 | 4,988,692 | 7,137,767 | △176,014 | 16,868,098 |
| 当 期 変 動 額                |           |           |           |          |            |
| 剰 余 金 の 配 当              |           |           | △249,921  |          | △249,921   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |           |           | 474,327   |          | 474,327    |
| 自 己 株 式 の 取 得            |           |           |           | △187,222 | △187,222   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>(純 額) |           |           |           |          |            |
| 当 期 変 動 額 合 計            | —         | —         | 224,406   | △187,222 | 37,183     |
| 当 期 末 残 高                | 4,917,652 | 4,988,692 | 7,362,173 | △363,237 | 16,905,282 |

|                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |         |          |                      |                        |
|--------------------------|-----------------------|---------|----------|----------------------|------------------------|
|                          | その他有価証券<br>評 価 差 額 金  | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る<br>調 整 累 計 額 | その他の包括利<br>益 累 計 額 合 計 |
| 当 期 首 残 高                | 409,179               | 2,196   | 201,213  | 50,295               | 662,884                |
| 当 期 変 動 額                |                       |         |          |                      |                        |
| 剰 余 金 の 配 当              |                       |         |          |                      |                        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          |                       |         |          |                      |                        |
| 自 己 株 式 の 取 得            |                       |         |          |                      |                        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>(純 額) | 49,268                | △5,993  | △11,509  | 838                  | 32,604                 |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 49,268                | △5,993  | △11,509  | 838                  | 32,604                 |
| 当 期 末 残 高                | 458,447               | △3,796  | 189,703  | 51,134               | 695,488                |

|                          | 純 資 産 合 計  |
|--------------------------|------------|
| 当 期 首 残 高                | 17,530,983 |
| 当 期 変 動 額                |            |
| 剰 余 金 の 配 当              | △249,921   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益          | 474,327    |
| 自 己 株 式 の 取 得            | △187,222   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>(純 額) | 32,604     |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 69,787     |
| 当 期 末 残 高                | 17,600,770 |

# 貸借対照表 (平成30年 8月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額         | 科 目                     | 金 額        |
|-----------------|-------------|-------------------------|------------|
| (資 産 の 部)       |             | (負 債 の 部)               |            |
| 流 動 資 産         | 10,618,015  | 流 動 負 債                 | 4,755,474  |
| 現 金 及 び 預 金     | 3,942,176   | 支 払 手 形                 | 37,213     |
| 受 取 手 形         | 28,816      | 買 掛 金                   | 830,392    |
| 売 掛 金           | 1,565,508   | 電 子 記 録 債 務             | 2,847,782  |
| 有 価 証 券         | 2,756,066   | 1年内返済予定の長期借入金           | 252,043    |
| 商 品 及 び 製 品     | 1,991,422   | リ ー ス 債 務               | 6,402      |
| 繰 延 税 金 資 産     | 116,758     | 未 払 金                   | 204,871    |
| そ の 他           | 217,791     | 未 払 法 人 税 等             | 121,122    |
| 貸 倒 引 当 金       | △525        | 未 払 消 費 税 等             | 6,854      |
|                 |             | 未 払 費 用                 | 246,138    |
|                 |             | 賞 与 引 当 金               | 82,836     |
|                 |             | 返 品 調 整 引 当 金           | 15,000     |
|                 |             | ポ イ ン ト 引 当 金           | 4,087      |
|                 |             | そ の 他                   | 100,728    |
| 固 定 資 産         | 12,660,833  | 固 定 負 債                 | 1,109,434  |
| 有 形 固 定 資 産     | (6,668,419) | 長 期 借 入 金               | 690,290    |
| 建 物             | 1,356,815   | リ ー ス 債 務               | 9,543      |
| 構 築 物           | 6,642       | 長 期 未 払 金               | 14,104     |
| 機 械 及 び 装 置     | 790         | 長 期 預 り 保 証 金           | 202,912    |
| 車 両 運 搬 具       | 75          | 繰 延 税 金 負 債             | 132,963    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 109,370     | 資 産 除 去 債 務             | 59,620     |
| 土 地             | 5,179,068   | 負 債 合 計                 | 5,864,908  |
| リ ー ス 資 産       | 15,656      | (純 資 産 の 部)             |            |
| 無 形 固 定 資 産     | (573,628)   | 株 主 資 本                 | 16,959,289 |
| 投資その他の資産        | (5,418,786) | 資 本 金                   | 4,917,652  |
| 投資有価証券          | 4,792,367   | 資 本 剰 余 金               | 4,988,692  |
| 関係会社株式          | 30,000      | 資 本 準 備 金               | 1,229,413  |
| 関係会社出資金         | 406,004     | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 3,759,279  |
| 差 入 保 証 金       | 85,402      | 利 益 剰 余 金               | 7,416,180  |
| 前 払 年 金 費 用     | 9,725       | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 7,416,180  |
| そ の 他           | 125,281     | 配 当 平 均 積 立 金           | 500,000    |
| 貸 倒 引 当 金       | △29,995     | 別 途 積 立 金               | 5,700,000  |
|                 |             | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 1,216,180  |
|                 |             | 自 己 株 式                 | △363,237   |
|                 |             | 評 価・換 算 差 額 等           | 454,650    |
|                 |             | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 458,447    |
|                 |             | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益           | △3,796     |
| 資 産 合 計         | 23,278,848  | 純 資 産 合 計               | 17,413,940 |
|                 |             | 負 債 純 資 産 合 計           | 23,278,848 |

# 損益計算書

(平成29年9月1日から  
平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金          | 額          |
|--------------|------------|------------|
| 売上高          |            |            |
| 商品及び製品売上高    | 16,235,122 |            |
| 不動産賃貸収入      | 305,793    | 16,540,915 |
| 売上原価         |            |            |
| 商品及び製品売上原価   | 8,677,885  |            |
| 不動産賃貸原価      | 147,701    | 8,825,586  |
| 売上総利益        |            | 7,715,329  |
| 返品調整引当金戻入額   |            | 18,000     |
| 返品調整引当金繰入額   |            | 15,000     |
| 差引売上総利益      |            | 7,718,329  |
| 販売費及び一般管理費   |            | 7,085,437  |
| 営業利益         |            | 632,892    |
| 営業外収益        |            |            |
| 受取利息         | 52         |            |
| 有価証券利息       | 16,153     |            |
| 受取配当金        | 55,654     |            |
| ポイント失効益      | 33,221     |            |
| その他          | 27,537     | 132,619    |
| 営業外費用        |            |            |
| 支払利息         | 14,682     |            |
| 支払手数料        | 7,500      |            |
| その他          | 3,437      | 25,620     |
| 経常利益         |            | 739,891    |
| 特別損失         |            |            |
| 固定資産除却損      | 12,144     | 12,144     |
| 税引前当期純利益     |            | 727,747    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 109,547    |            |
| 法人税等調整額      | 140,073    | 249,620    |
| 当期純利益        |            | 478,126    |

# 株主資本等変動計算書 (平成29年9月1日から 平成30年8月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |           |             |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|-------------|
|                          | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |           |             |
|                          |           | 資 本 準 備 金 | そ の 他 金   | 資 本 剰 余 金 計 |
| 当 期 首 残 高                | 4,917,652 | 1,229,413 | 3,759,279 | 4,988,692   |
| 当 期 変 動 額                |           |           |           |             |
| 剰 余 金 の 配 当              |           |           |           |             |
| 当 期 純 利 益                |           |           |           |             |
| 自 己 株 式 の 取 得            |           |           |           |             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>(純 額) |           |           |           |             |
| 当 期 変 動 額 合 計            | —         | —         | —         | —           |
| 当 期 末 残 高                | 4,917,652 | 1,229,413 | 3,759,279 | 4,988,692   |

|                          | 株 主 資 本         |               |           |             |
|--------------------------|-----------------|---------------|-----------|-------------|
|                          | 利 益 剰 余 金       |               |           | 利 益 剰 余 金 計 |
|                          | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 配 当 平 均 積 立 金 | 別 途 積 立 金 |             |
| 当 期 首 残 高                | 500,000         | 5,700,000     | 987,975   | 7,187,975   |
| 当 期 変 動 額                |                 |               |           |             |
| 剰 余 金 の 配 当              |                 |               | △249,921  | △249,921    |
| 当 期 純 利 益                |                 |               | 478,126   | 478,126     |
| 自 己 株 式 の 取 得            |                 |               |           |             |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>(純 額) |                 |               |           |             |
| 当 期 変 動 額 合 計            | —               | —             | 228,205   | 228,205     |
| 当 期 末 残 高                | 500,000         | 5,700,000     | 1,216,180 | 7,416,180   |

|                          | 株 主 資 本  |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         |           |                     | 純資産合計      |
|--------------------------|----------|-------------|-------------------------|-----------|---------------------|------------|
|                          | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘッジ損益 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 |            |
| 当 期 首 残 高                | △176,014 | 16,918,306  | 409,179                 | 2,196     | 411,375             | 17,329,682 |
| 当 期 変 動 額                |          |             |                         |           |                     |            |
| 剰 余 金 の 配 当              |          | △249,921    |                         |           |                     | △249,921   |
| 当 期 純 利 益                |          | 478,126     |                         |           |                     | 478,126    |
| 自 己 株 式 の 取 得            | △187,222 | △187,222    |                         |           |                     | △187,222   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>(純 額) |          |             | 49,268                  | △5,993    | 43,274              | 43,274     |
| 当 期 変 動 額 合 計            | △187,222 | 40,982      | 49,268                  | △5,993    | 43,274              | 84,257     |
| 当 期 末 残 高                | △363,237 | 16,959,289  | 458,447                 | △3,796    | 454,650             | 17,413,940 |

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年10月3日

ヤマト インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 黒 訓 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 賢 治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマト インターナショナル株式会社の平成29年9月1日から平成30年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマト インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成30年10月3日

ヤマト インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 石 黒 訓 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 田 中 賢 治 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマト インターナショナル株式会社の平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年9月1日から平成30年8月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年10月12日

ヤマト インターナショナル株式会社 監査役会

常勤監査役 柴 原 保 夫 ㊞

常勤監査役 岡 本 佳 薫 ㊞

社外監査役 田 口 芳 樹 ㊞

社外監査役 和 田 正 宏 ㊞

以 上

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)にて議決権を行使いただけます。行使される場合は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインしていただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は平成30年11月21日(水曜日)午後5時00分までであり、同時刻までに入力を終えていただく必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットで議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効とさせていただきます。インターネットで重複して行使された場合は、最後に行われた行使を有効とさせていただきます。
- (4) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

### 2. お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部(以下)までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先  
フリーダイヤル 0120-288-324 (平日 9:00~17:00)

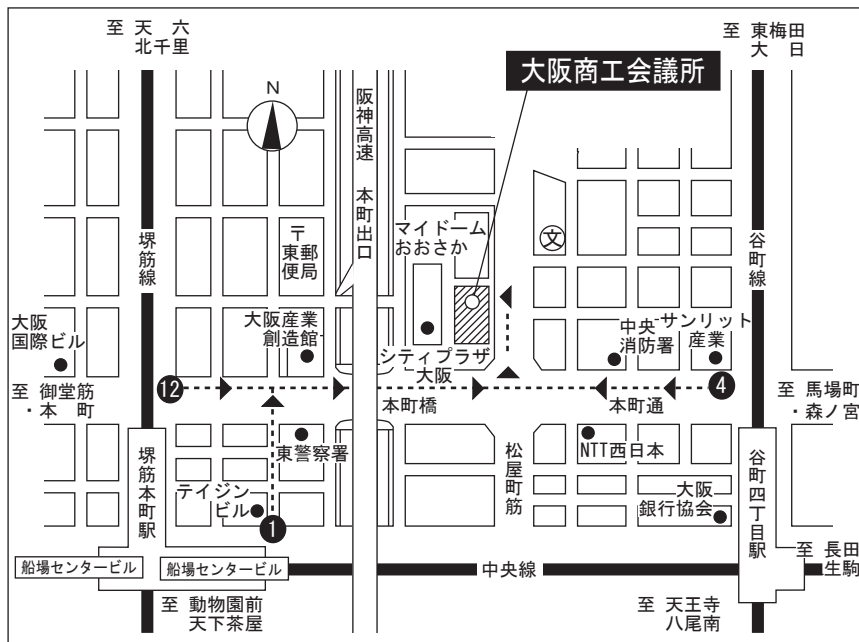
以 上

## 株主総会会場ご案内図

【会場】大阪市中心区本町橋2番8号 大阪商工会議所 4階 会議室  
電話 06-6944-6268

### 【交通のご案内】

- \* 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅①⑫番出口より徒歩約10分
- \* 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅④番出口より徒歩約10分



\* 当社として専用の駐車場はご用意しておりませんので、ご来場にあたりましては公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

\* 本年の定時株主総会におきましても、昨年同様株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はいたしておりませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

### NAVITIME

出発地から株主総会会場まで  
スマートフォンがご案内します。  
右図を読み取りください。

